

条件を満たす方に対して

世帯100万円、単身60万円の

移住支援金

を支給します。



移住支援金の支給対象

①～④いずれも該当する方が対象となります。

① 移住元に関する要件 (次のいずれかに該当すること)

- ・米子市へ住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと
- ・米子市へ住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区へ通勤していたこと

② 移住先に関する要件 (次の全てに該当すること)

- ・令和元年8月5日以降に米子市へ転入したこと
- ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること
- ・米子市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること (※2)

③ その他の要件 (次の全てに該当すること)

- ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- ・日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- ・その他鳥取県知事及び市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと

④ 就職・起業に関する要件 (次のいずれかに該当すること)

- ・鳥取県が移住支援金の対象として「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト (<https://www.tori-hello-w.jp/info/2862.html>)」に掲載する求人に新規就業した方
- ・鳥取県が実施する起業支援事業「鳥取県ローカルベンチャー支援補助金 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/269488.htm>)」における起業支援金の交付決定を受けた方

➤ 申込期間

就業の場合：移住支援金の対象法人に継続して3か月以上在職し、かつ、米子市への転入後3か月以上1年以内

起業の場合：「鳥取県ローカルベンチャー支援補助金」の交付決定日から1年以内、かつ、米子市に転入してから3か月以上1年以内

※1 「東京圏」とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のうち、条件不利地域を除いた地域です。

※2 5年以内に米子市から転出された場合、支給した移住支援金の全額または半額を返還していただく場合があります。

※3 予算の都合上、年度途中で受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。交付申請の受付は、先着順に対応いたします。

▼詳細は米子市HPをご確認ください▼

<https://www.city.yonago.lg.jp/item/33596.htm>



▼移住支援金に関するお問合せ先はこちら▼

米子市総合政策課

米子市加茂町一丁目1番地 (市役所本庁舎4階)

TEL : 0859-23-5369、FAX : 0859-23-5392